

- 議 長 日程第1「認定第1号平成30年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、昨日に引き続き質疑に入ります。質疑のある方、挙手をお願いを申し上げます。
- 12番 大 館 時間が迫ってますから、1つだけお聞かせください。
- 議 長 1つでも2つでもどうぞ。
- 12番 大 館 歳入のところでですね、町税の収入未済額が7,543万8,270円あります。
- 議 長 ページ数がわかれば。
- 12番 大 館 21ページです。それで、その中ででもですね、不納欠損額が508万4,850円ありますよね。今、町がですね、これから大規模な事業を抱えてる中で、財源一銭でも稼がなければいけないときにですね、7,500万余の収入未済額があると。その内容についてね、将来的に不納欠損になる可能性のあるものはどのくらいなのか。収入未済額の内容的なもの、どのようなものが大きなもの、例を挙げて説明をいただきたいと思います。
- 税 務 課 長 ただいま大館議員の御質問にお答えさせていただきます。まず初めにですね、不納欠損につきましては主にですね、死亡してる方で例えば相続のない方とか財産がないとか、消息不明の方などが一応主に今回滞納の処分…滞納の不納欠損になってるところでございます。
- それですね、一応あくまでですね、今回収入未済額ですね、内訳ということでございますが、それはあれですか、町税の内訳ということでよろしいですか。ちょっとお待ちください。町民税がですね、収入未済額なんですけど、現年と滞納繰越を入れましてですね、収入未済額が29年度対比で15万2,000円でございます。それからですね、法人につきましてはですね、29年度対比で収入未済額が14万円。収入未済額が14万円でございます。(私語あり)内訳ですか、すいません。内訳につきましては、はい、すいません。町民税、固定資産税…。
- 12番 大 館 収入未済額の7,500万余のお金のね、内容について。例えば30年度は500万も不納欠損額が発生してるわけじゃないですか。だからその収入未済額の7,500万の中に、不納欠損になる可能性のあるものはどのくらいとか、まあそれは可能性だからわかりませんが、正確な数字でなくてもいい。なりそうなものはどのくらいとか、そういう税の収納員というのか、その人を雇って執行して

るわけでしょ。ですから、その人たちの活躍によって収入未済額の解消がこれだけできましたよってというような説明、毎回やってるじゃないですか。それにもかかわらず、今現実には7,500万も未済額があるわけだな。それでこれから町が抱えてる大きな事業がある中で、これ、貴重な財源になるわけじゃないですか、7,500万ってというのは。例えばそれが収納できれば、当然町がもらえるお金ですよ。収納できるお金じゃないですか。その中で一番危険なものはどういうこと。例えば相続人がいなくて、これ絶対将来的に、今未済額になってるけど不納欠損になる可能性とか、そういう比率とかをつかんでないですか。

税 務 課 長 すいません、今議員の御指摘の資料なんですけど、ちょっとすいません、ちょっと手元に用意しておりません、すいません、はい。

1 2 番 大 館 恐らくこういう問題は監査のときに当然聞かれてる問題ですよ。これ毎回必ず誰かしらが質問する問題ですよ、この問題についてはね。だから今手元にございませんで、一般会計の質疑なんでそれは当然準備しておくのが当たり前と思うんですけど。どうなんですかね。

税 務 課 長 すいません、おっしゃられるとおりでございます。特別委員会に間に合うように、すぐつくります。

議 長 はい、ほかに。

1 2 番 大 館 余りにもさ、無責任過ぎるんじゃない。我々だって町を思うからそういう質問をしてるわけだから。やっぱり一番大事なね、もとじゃないですか。町政を執行するもとですよ、これ、歳入はね。ですからもう少し、ここでは手持ちがありませんから特別委員会でって、もし私が特別委員会じゃなかったら質問できないわけじゃないですか。それはやっぱりそのぐらいのことは当然質問される問題です。これは私も長くやってますけど、必ずこの問題は毎回出てますよ。あなたも新任だからわからないと思いますけども、当然職務の引き継ぎはされていると思います。前任者からそういうものは引き継ぎをされていると思うんで、ちゃんときちっとやってもらわなきゃいけないと思うんですよ。ね。ここであなただけを責めたってしょうがないから、これで終わりますけどね。やっぱりそういうものの積み重ねがどこかでミスを出す原因になりかねないんで、よろしくお願いしますよ。

議

長 ほかに。ございませんか。

8 番 小 澤

1点ちょっと大事なことを聞き損ないましたので、お伺いいたしますけれども。たばこ税につきましてですね、毎年約5,000万が町の収入に入ってきてるわけです。私もたばこの小売業をやっているわけですが、小売店に対する見返りっていいですか、そういうものがほとんど今ないのが現状なわけですね。そういう中に来てですね、7月1日から公共施設の中で禁煙だということで、灰皿を全部片づけられる。それから1カ月少々たつんですけども、やはりこの役場へ来る方の中からも、えっという声が聞こえてまいります。そんなことで確かに周りの人に迷惑がかかるということで、人が集まる場所じゃ吸っちゃだめですよ、そういう傾向にはなっていますけれども。ただ、やはりどこか1カ所ぐらいにですね、やはりたばこを吸える場所を設置していただきたいなど。これは担当課に聞いてもしょうがないので、町長の御意向はどうなのかということでお伺いするわけですが、やはり町民の利便性を図ってやるとか、あるいはこれ、憲法で言うならば生存権の一部にも該当するのかなというようなこともありますけれども、その辺に対してですね、町長のお考えをお伺いして終わりにしたいと思います。

町

長 御質問ありがとうございます。小澤議員が言われるところは全く否定することではなくてですね、おっしゃるとおりだと思います。やっぱり税をいただいている方々に還元だとかっていうのを考えなきゃいけないですし、そこに税というものがなければですね、もう完全に禁煙という格好でできるんでしょうけども。やはりたばこを吸われてる方々は健康に留意しながらやられてる方々もいらっしゃると思います。うちの確かに担当課にはですね、ゼロか100かみたいな話になってるんだけど、本当にそれでいいのかと。何か事あるごとにトライアル的に実証実験というのがありますけどもね、やはり今みたいな声はゼロではないと思います。ただ受動喫煙という基本的な考え方がありますから、その中で影響がない場所がどれだけ確保できるかというふうなことも考えておかないとですね、やっぱりうちの職員もそうなんです。こそこそどこかで吸ってるんです。私、目で見てるんですよ。だからさっきの話と一緒に。もうゼロか100かじゃないですけども、だめなものだめってということで、先ほど私も腹

くくったところもありますから、同じようにそのあたりはもうだめなものはだめということだけをきちっとやっていく中で、納税者に対してのですね、対応はまたやわらかくやっていけるところは検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

8 番 小 澤 ありがとうございます。職員云々という話は今回は私はあえて出しませんが、そういうような形で町長の意向からですね、ひとつその辺も心の片隅に置いて検討していただくと、こういうようなことでありますので、ひとつよろしく願いいたします。終わります。

議 長 ほかに。ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております認定第1号につきましては、議員6人で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって認定第1号は議員6人で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、そこに付託の上審査することに決定をいたしました。一般会計決算審査特別委員会委員及び正・副委員長の選任について、事務局長より報告させていただきます。

議 会 事 務 局 長 それでは、一般会計決算審査特別委員会の委員を議席番号順に報告させていただきます。一般会計決算審査特別委員会、平野由里子君、田代実君、井上栄一君、南雲まさ子君、飯田一君、大舘秀孝君。委員長には大舘秀孝君、副委員長には田代実君。以上のとおりです。

議 長 ただいま事務局長より報告がありましたように、一般会計決算審査特別委員会の委員及び正・副委員長、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。委員の方は平成30年度松田町一般会計歳入歳出決算認定についての審査をよろしくお願いを申し上げます。なお、私もオブザーバーとして出席をさせていただきますのでお願いを申し上げます。

暫時休憩といたします。再開を50分より再開をいたします。(私語あり) ごめんなさい、延会だ。大変失礼をいたしました。私はもうやる気が満々なんですよ、まだまだ。まだこの後たくさんの日程が詰まっておりますので、皆さんのやる気のあるところをお見せいただきました。

本日の会議はこれで延会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

はい、大変御苦労さまでございました。10時50分より一般会計決算審査特別委員会を開催しますので、大会議室にお集まりください。なお明日23日は午前9時より本会議を開催いたしますので、定刻までに御参集をお願いを申し上げます。御苦労さまでございました。(10時31分)